



平成 28 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 東亜道路工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 新谷 章
(コード番号 1882 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 大川 努
(TEL. 03 - 3405 - 1811)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成 27 年 1 月 28 日に、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様やお取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後より一層、法令遵守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の受注に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 1 億 7 1 万円

納付すべき期限 平成 29 年 4 月 7 日

3. 業績に与える影響

上記課徴金納付額につきましては、平成 28 年 3 月期決算において独占禁止法関連損失引当金を計上しており、本件による業績予想への影響はありません。

以 上